軽自動車税種別割の税率について



原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

	税率(年税額)	
	第1種(50cc以下)	2,000円
原動機付自転車	第2種乙(50cc超90cc以下)	2,000円
凉 到 饭门日料 半	第2種甲(90cc超125cc以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪(125cc超250cc以下)	3,600円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
小空付沐日勤半	その他	5,900円
二輪小型自動車(2	6,000円	

最初の新規検査をした年月は自動車検査証 の「初度検査年月」欄をご確認ください。

令和4年度の軽自動車税種別割では、初度 検査年月が平成21年3月以前の車両が13年を 経過したものとなり、重課の税率が適用され ます。

例えば、初度検査年月が平成21 年3月の四輪軽自動車(乗用・自家 用)の税率は、1万2,900円です。



三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分			税率(年税額)			
		☑分	平成27年3月31日までに 最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に 最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から 13年を経過した車両(重課)*	
軽自動車	三輪		輪	3,100円	3,900円	4,600円
	_	乗用	自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	四前輪	用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	17	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	_	物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車・被けん引自動車を除く

令和4年度のみ

令和3年4月1日~令和4年3月31日に最初の新規検査を した車両で、排出ガス規制と燃費基準を達成した車両は、

グリーン化特例(軽課)が適用されます!

税率は下表のとおりです。なお、各燃費基準の達成状況は、 自動車検査証の備考欄に記載されています。

※現行の制度は令和5年度まで適用されます。

			税率(年税額)令和4年度のみ			
車種区分			区分	電気自動車·燃料電池自 動車(乗用自家用に限る)	ガソリン車・ハイブリッド車*2	
				・天然ガス自動車※1	基準1	基準2
	三輪		輪	1,000円	適用無し	適用無し
軽	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	適用無し	適用無し
軽自動車			営業用	1,800円	3,500円**3	5,200円*3
車		貨物	自家用	1,300円	適用無し	適用無し
		物	営業用	1,000円	適用無し	適用無し

※1 燃料電池自動車は電 気を動力源とし内燃機関 を有しないもの。また、天 然ガス自動車は、平成30年

排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制 からNO×10%低減車が対象

- ※2 いずれも平成30年排出ガス規制50%低減車 または平成17年排出ガス規制75%低減車が対象 で、令和2年度燃費基準達成車が対象
- ※3 揮発油を内燃機関の燃料にするものに限る

基準1

令和12年度燃費基準90%以上達成車

基準2

令和12年度燃費基準70%以上達成車

~納付は口座振替が払い忘れもなく便利です。お手続きは各金融機関の窓口へ~